

答 申 第 3 7 号
(諮 問 第 3 3 号)

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日付け鎌深地第 2 8 6 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人による「深沢地域に日本国有鉄道清算事業団用地が誕生後、ＪＲ東日本（株）等々との共同研究等した全ての書面」の公開請求に対して実施機関鎌倉市長が平成２６年５月２３日付けで行った行政文書一部公開決定処分は妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成２６年３月２４日付けで鎌倉市情報公開条例（平成１３年９月２８日条例第４号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「深沢地域に日本国有鉄道清算事業団用地が誕生後、ＪＲ東日本（株）等々との共同研究等した全ての書面。尚、深沢地区事業専門委員会での書面は要りません。」について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求対象文書を下記①から⑤（以下「本件対象文書」という。）と特定し、平成２６年５月２３日付け鎌倉市指令深地第６号で、行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

① 湘南地区開発条件調査報告書・平成９年３月

② 湘南地区基本計画策定調査（その２）報告書・平成８年３月

③ 湘南地区基本計画策定調査報告書・平成７年３月

④ 深沢地域国鉄跡地周辺整備計画策定調査報告書・平成２年３月

⑤ 湘南貨物駅跡地整備計画策定調査報告書・平成元年３月

ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成２６年７月２３日付けで異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成27年3月6日付けで提出された意見書における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。なお、異議申立人は口頭意見陳述を申し出なかったため、異議申立人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 平成27年2月18日に実施機関と異議申立ての見解について面談を行い、「平成22年度・深沢地区公民連携方策等検討業務」は公開することになった。

イ 実施機関は「湘南地区基本計画策定調査報告書・平成7年3月」または「湘南地区都市拠点総合整備事業総合整備計画策定調査報告書・平成5年3月」が該当すると主張するが、「平成6年6月16日国鉄清算事業団用地について」の文面、年月日から明らかに違った検討内容である。

ウ 「深沢地区事業推進専門委員会第1回委員会平成20年6月26日から第8回委員会平成22年9月27日」であり、「平成22年度、深沢地区公民連携方策等検討業務報告書・平成22年12月」は、前述した深沢地区事業推進専門委員会とは共同研究に該当しない。

エ 本件対象文書は成果品であるが、検討した時点の資料、議事録、構成委員等が公開されていない。

オ 一部氏名が公開されている。特に、法人の会長名が公開されている。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成27年2月12日付けで提出された行政文書一部公開決定理由説明書及び平成27年10月26日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、次のとおりである。

本件請求であるJR東日本（株）等との共同研究等した全ての書面については、本件対象文書（上記①から⑤）以外に下記⑥から⑨が存在する。

⑥ 村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書・平成3年3月

⑦ 村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書・平成4年3月

⑧ 湘南地区都市拠点総合整備事業総合整備計画策定調査報告書

平成 5 年 3 月

⑨ 平成 22 年度 深沢地区公民連携方策等検討業務

しかし、異議申立人との面談において⑥から⑧は、同時期に別の行政文書公開請求があり、当該請求に対し鎌倉市指令深地第 4 号で公開したため本件請求からは除外した。また、⑨については、本件請求では公開を求めていることを確認した。

よって、本件対象文書及び⑥から⑨以外の行政文書については、探索したが存在しない。また、異議申立人は、氏名が公開されていると主張するが、特定の個人を識別することができる情報については非公開とし、一部公開決定処分をしたものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人意見書及び実施機関からの主張を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、深沢地域における日本国有鉄道清算事業団用地について、東日本旅客鉄道（異議申立人は、JR 東日本（株）と称している。）と当該地整備基本計画等に関して共同研究などを行った全ての書面である。

実施機関は下記①から⑤を本件対象文書として特定した。

① 湘南地区開発条件調査報告書・平成 9 年 3 月

② 湘南地区基本計画策定調査（その 2）報告書・平成 8 年 3 月

③ 湘南地区基本計画策定調査報告書・平成 7 年 3 月

④ 深沢地域国鉄跡地周辺整備計画策定調査報告書・平成 2 年 3 月

⑤ 湘南貨物駅跡地整備計画策定調査報告書・平成元年 3 月

なお、上記⑥から⑧の行政文書については、平成 26 年 5 月 27 日付けで一部公開されていることが確認された。

(2) 条例第 6 条第 1 号該当性について

ア 条例第 6 条第 1 号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の

記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 実施機関が非公開とした氏名及び職名は、特定の個人を識別することができる情報と認められることから、同号に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

なお、法人の会長名については、条例第6条第1号本文括弧書「(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)」に該当する情報と認められることから、同号から除外した実施機関の判断も妥当である。

(3) 本件対象文書以外の行政文書について

異議申立人は、本件対象文書以外に行政文書が存在すると主張する。

これに対して、実施機関の決定理由説明によると、本件請求に係る行政文書は、本件対象文書以外に上記⑥から⑨が該当するが、異議申立人との面談により、上記⑥から⑧の行政文書については、平成26年5月27日付けで一部公開し、⑨については、本件請求では公開を求めていることを確認した。よって、本件対象文書及び上記⑥から⑨以外の行政文書については、探索したが存在しないと主張する。

上記の本件対象文書以外の行政文書は存在しないとする実施機関の説明には、特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められない。

本件対象文書以外の行政文書が物理的に存在するとはいえない。

異議申立人は、公印の取り扱いが不適切である旨の主張をしている。しかし、当審査会は、実施機関の公開・非公開についての具体的処分の妥当性について調査、審議する機関であり、異議申立人のこの点の主張は、異議申立ての理由にならない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 6 / 3 / 2 4	行政文書公開請求書が提出される
4 / 4	行政文書公開決定等期間延長通知書送付
5 / 2 3	行政文書一部公開決定通知書送付
7 / 2 3	異議申立書が提出される (担当課: 深沢地域整備課)
1 2 / 2 2	審査会に対し諮問
2 7 / 1 / 7	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
2 / 1 3	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
2 / 1 7	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
3 / 6	異議申立人から意見書を受理
3 / 9	実施機関に意見書(写)送付
1 0 / 2 6	第69回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
1 1 / 3 0	第70回審査会で審議
1 1 / 3 0	答申